



薬食発第 1226005 号
平成 19 年 12 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について

染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意については、これまで、昭和 45 年 4 月 21 日付け薬発第 376 号厚生省薬務局長通知「染毛剤の使用上の注意について」（以下「昭和 45 年通知」という。）及び昭和 54 年 8 月 6 日付け薬発第 1135 号厚生省薬務局長通知「脱色剤、脱染剤等の使用上の注意について」（以下「昭和 54 年通知」という。）により通知してきたところであるが、今般、使用上の注意事項をより明確にするため、下記のとおり見直しを行い、別途定めることとしたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底方御配慮をお願いしたい。

なお、見直しに伴い、昭和 45 年通知及び昭和 54 年通知は、廃止する。

記

見直しの要点

- (1) 従前の使用上の注意の主旨をすべて網羅した上で、重要度や使用局面に応じた記載順序に改めたこと。
- (2) 従前の使用上の注意の主旨を変えることなく、簡潔かつ現代的な表現に改めたこと。